

平成26年度 第2回東区自治協議会委員推薦会議 概要録

開催日時 平成26年12月17日（水） 午後2時～午後3時45分

会場 東区プラザ 音楽練習室2

出席者 【委員】 折笠委員、作左部委員、吉田委員、清野委員、和田委員
【事務局】 地域課長、地域課長補佐、地域課職員

議事内容

1. 開 会

- ・折笠座長よりあいさつがありました。

2. 議 事

(1) 推薦会議委員の辞任について

(2) 次期改選に伴う委員の全体構成について

- ・次期委員は現行どおり30名体制とすることになりました。

(3) 東区自治協議会の委員の公募に関する要領、東区自治協議会委員推薦会議運営要綱の改正について

- ・委員の公募に関する要領を一部改正し、推薦会議運営要綱の一部改正を承認しました。

(4) 次期改選に伴う委員の公募方法について

- ・小論文テーマや活動歴の内容等、委員の公募方法について検討しました。
- ・東区だより（平成27年1月18日号）等で周知し、募集することになりました。

(5) 今後の推薦会議等のスケジュールについて

- ・今後のスケジュールについて確認しました。

次回開催日

平成27年1月20日（火）午後2時30分～ 音楽練習室2

東区自治協議会の委員の公募に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき東区に設置する、東区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

（公募委員人数）

第2条 東区自治協議会の公募委員の人数は、5人以内とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。

（応募資格）

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 行政区内に住所を有する20歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない者
- (3) 本市の職員及び市議会議員ではない者

（応募方法）

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに~~作文~~小論文及び活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

（推薦会議）

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第1項に規定により設置する、東区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

（選考方法）

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において~~作文~~小論文及び活動歴を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月15日より施行する。

この要領は、平成24年12月14日より施行する。

この要領は、平成26年12月17日より施行する。